

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法を改正します
令和5年4月1日以後に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用

1 計算式の改正

計算式は、最低制限価格及び調査基準価格とも共通です。

- (1) 建築工事（国土交通大臣が定める公共建築工事積算基準により積算した工事（建築物に係る機械設備工事、電気設備工事等を含む。）

改正前（R5.3.31まで）

直接工事費	×	<u>0.97</u>
+ 共通仮設費	×	0.90
+ <u>現場管理費</u>	×	<u>0.90</u>
+ 一般管理費	×	<u>0.55</u>
各費目に所定の率を乗じたもの （1円未満切捨て）の合計		

改正後（R5.4.1から）

直接工事費	×	<u>0.90 × 0.97</u>
+ 共通仮設費	×	0.90
+ <u>（直接工事費 × 0.10 + 現場管理費）</u>	×	<u>0.90</u>
+ 一般管理費	×	<u>0.68</u>
各費目に所定の率を乗じたもの（1円未満切捨て）の合計		

- (2) 土木工事（上記(1)に含まれない工事を含む。）

改正前（R5.3.31まで）

直接工事費	×	0.97
+ 共通仮設費	×	0.90
+ 現場管理費	×	0.90
+ 一般管理費	×	<u>0.55</u>
各費目に所定の率を乗じたもの （1円未満切捨て）の合計		

改正後（R5.4.1から）

直接工事費	×	0.97
+ 共通仮設費	×	0.90
+ 現場管理費	×	0.90
+ 一般管理費	×	<u>0.68</u>
各費目に所定の率を乗じたもの （1円未満切捨て）の合計		

2 適用範囲の改正

1の計算式により算出した額が、次の適用範囲を下回った場合は、下限値で設定します。

改正前（R5.3.31まで）

最低制限価格	上限：予定価格の <u>9.2/10</u>
	下限：予定価格の <u>8/10</u>

改正後（R5.4.1から）

上限： <u>なし</u>
下限：予定価格の <u>7.5/10</u>

調査基準価格	上限：予定価格の <u>9.2/10</u>
	下限：予定価格の <u>7.5/10</u>

上限： <u>なし</u>
下限：予定価格の <u>7.5/10（変更なし）</u>

※予定価格は消費税及び地方消費税を除く。